

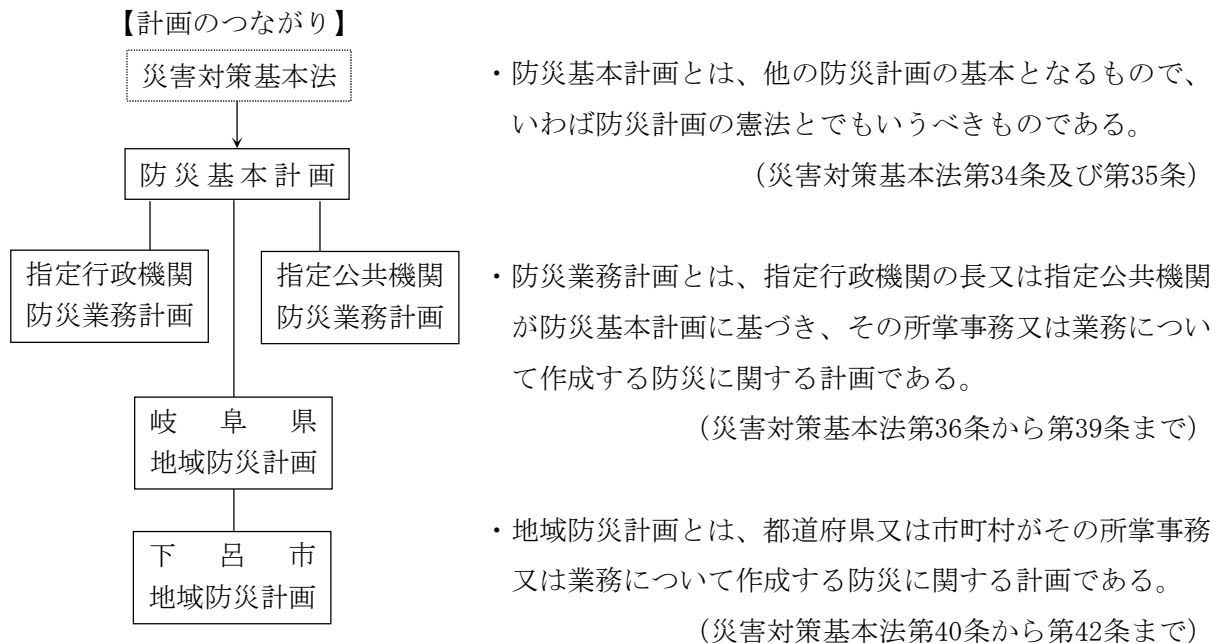
第 1 編

総 則

第1節 下呂市地域防災計画の目的及び構成

1 下呂市地域防災計画の目的

この下呂市地域防災計画（以下「市計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、下呂市防災会議が下呂市の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域、並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。



2 計画策定の前提

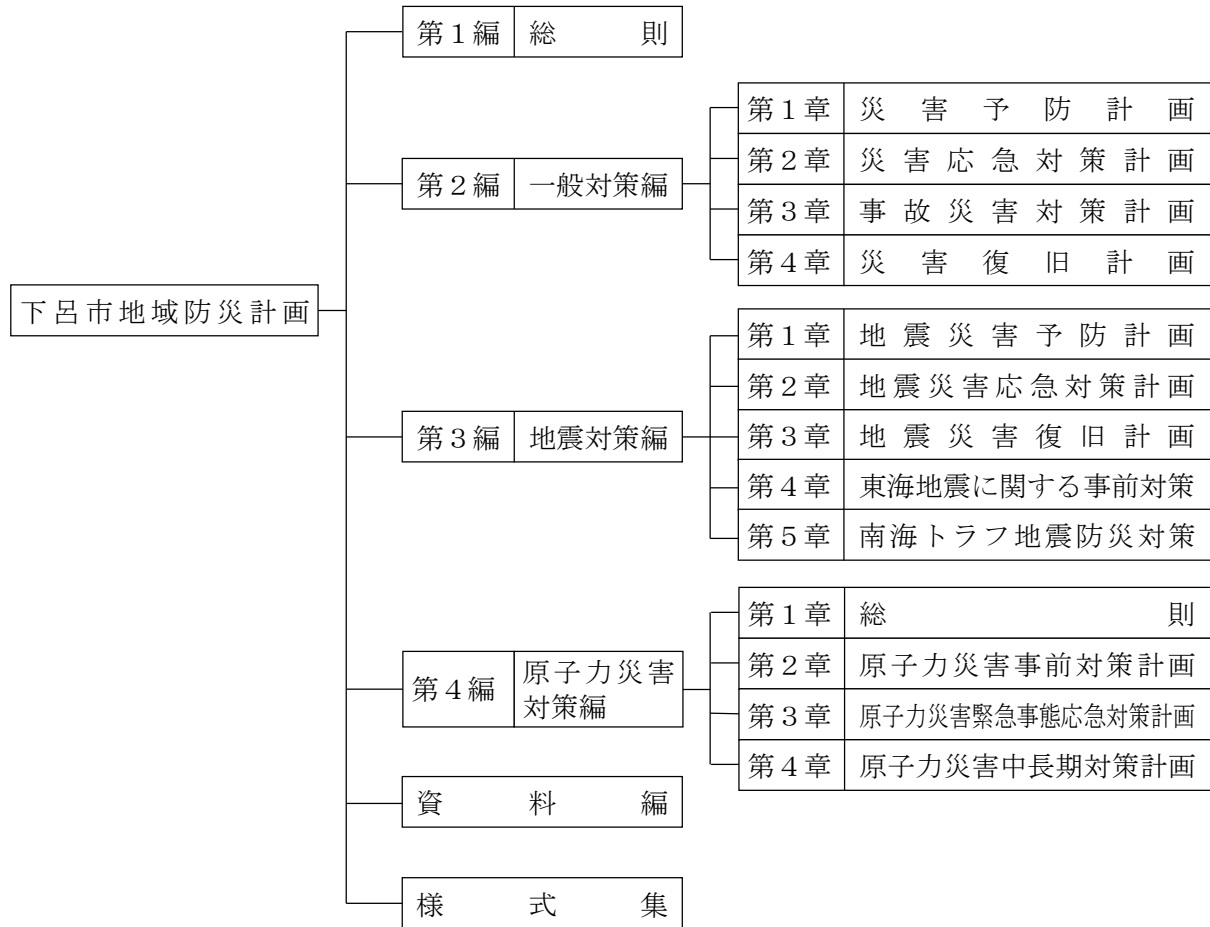
この市計画は、下呂市の過去における災害履歴や災害要因を検証し、自然条件、社会条件等を踏まえ、東日本大震災の原因ともなった海溝型地震、阿寺断層系地震をはじめとする、阪神・淡路大震災の原因ともなった内陸型直下地震による災害をも対象とし、市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

3 計画の構成

この市計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般対策編、第3編を地震対策編、第4編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに一般対策編に事故災害対策計画を第3章として掲載するほか、地震対策編に東海地震に関する事前対策を第4章、南

海トラフ地震防災対策を第5章として掲載した。また、巻末に資料編と様式集を掲載し、本計画に必要な関係資料及び様式を掲げた。



4 想定する災害

この市計画の作成に当たっては、下呂市における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。

市計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 地震による災害
- (2) 台風による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 火山による災害
- (5) 豪雪による災害
- (6) 航空機事故による災害
- (7) 鉄道事故による災害
- (8) 道路事故による災害
- (9) 原子力事故による災害
- (10) 危険物の爆発等による災害
- (11) 可燃性ガスの拡散

- (12) 有毒性ガスの拡散
- (13) 林野火災による災害
- (14) 大規模な火災による災害
- (15) その他の特殊災害

5 計画の修正

この市計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、岐阜県の防災方針、下呂市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正しなければならない。

6 岐阜県地域防災計画との関係

この市計画は、岐阜県地域防災計画（以下「県計画」という。）を基準として作成し、共通する施策については、県計画を準用するものとする。

7 計画の周知

この市計画の内容は、住民、防災関係機関、市職員、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させるものとする。

8 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておかなければならない。

9 用語

- (1) この市計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。
 - ア 市本部とは、下呂市災害対策本部をいう。
 - イ 市支部とは、下呂市災害対策本部地域支部をいう。
 - ウ 現地本部とは、下呂市現地災害対策本部をいう。
 - エ 市本部長とは、下呂市災害対策本部長をいう。
 - オ 市支部長とは、下呂市災害対策本部地域支部長をいう。
 - カ 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
 - キ 県支部とは、岐阜県災害対策本部飛騨支部をいう。
 - ク 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
 - ケ 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。
- (2) 市計画における次の組織名称は、災害対策本部の設置の如何により、それぞれ次のように読みかえるものとする。

① 第1節 下呂市地域防災計画の目的及び構成

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常時）
市本部	下呂市
市本部長	下呂市長
市支部	下呂市役所〇〇振興事務所
市支部長	下呂市役所〇〇振興事務所長
県本部長	岐阜県知事
県支部	飛騨県事務所

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行うものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

6 住民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

事務又は業務の大綱
(1) 下呂市防災会議に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3) 災害広報並びに避難の指示及び誘導
(4) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
(5) 災害の防除と拡大防止
(6) 救助、防疫等被災者の救助、保護

<ul style="list-style-type: none"> (7) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (8) 被災産業に対する融資等の対策 (9) 被災市営施設の応急対策 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 (14) 被災施設の復旧 (15) 市内の関係団体が実施する災害対策等の調整 (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
--

2 県

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岐 阜 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 岐阜県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等 (4) 災害の防除と拡大の防止 (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員、雇上 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 (13) 被災施設の復旧 (14) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あつせん等 (15) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
下 呂 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達並びに関係機関への通報 (2) 住民等に対する避難誘導並びに危険箇所の警戒 (3) 被災者の救出、救助と行方不明者の搜索 (4) 遺体の収容、検視及び遺族に対する接遇 (5) 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保 (6) その他必要な活動

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中 部 森 林 管 理 局 岐 阜 森 林 管 理 署	<p>(国土保全事業の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 治山事業の充実 (2) 保安林の整備とその適正な管理 <p>(災害予防対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 森林施業の防災措置 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 <p>(災害応急対策)</p>

	<p>(1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣</p> <p>(2) 災害応急又は災害復旧資機材の貸付</p> <p>(3) 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給 （災害復旧対策） 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧</p>
気象庁 （岐阜地方気象台）	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 火山防災情報の発表・伝達</p> <p>(5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(6) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
中部地方整備局 （高山国道事務所 下呂維持出張所）	<p>（災害予防）</p> <p>(1) 所管施設の整備と防災管理</p> <p>(2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(4) 防災関連施設の整備 （初動対応） 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣</p> <p>（応急・復旧）</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 所管施設の緊急点検の実施 （警戒宣言発令時）</p> <p>(1) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達</p> <p>(2) 地震災害警戒体制の整備</p> <p>(3) 人員、資機材等の配備や手配</p> <p>(4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力</p> <p>(5) 道路利用者に対する情報の提供</p>
中部地方環境事務所	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>(2) 災害時における廃棄物に関すること</p>

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊(守山) 航空自衛隊岐阜基地 航空自衛隊小牧基地	<p>(1) 防災に関する調査推進</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整</p> <p>(3) 災害派遣計画の作成</p> <p>(4) 防災に関する訓練の実施</p> <p>(5) 災害情報の収集</p> <p>(6) 災害派遣と応急対策の実施</p>

5 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ・郵便の運送、集配の確保 (2) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 ・被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ・被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 ・被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除 (3) 郵便局の窓口業務の維持
東海旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の整備 (2) 電気通信施設及び電力施設の整備 (3) 列車の運転規制に係る措置 (4) う回輸送等輸送に係る措置 (5) 列車の運行状況等の広報 (6) 鉄道施設等の応急復旧 (7) 鉄道施設等の災害復旧
西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクグループ株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害時における緊急通話の取扱い (3) 被災施設の調査と復旧
日本赤十字社 (岐阜県支部)	(1) 医療、助産、保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の募集配分
日本放送協会 (岐阜放送局)	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (3) 放送施設の保守
中部電力株式会社 (高山営業所)	(1) ダム施設等の整備と防災管理 (2) 災害時の電力供給 (3) 被災施設の調査と災害復旧

6 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人岐阜県トラック協会 (飛騨支部)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策人員、輸送の確保 (3) 被災地の交通の確保
一般社団法人岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者 (益田支部)	(1) ガス施設等の整備と防火管理 (2) 災害時のガス供給 (3) 被災施設の調査と災害復旧
岐 阜 県 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティア活動の推進
岐阜放送その他民間放送各社、岐阜新聞・中日新聞・読売新聞その他新聞社及び通信社	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (3) 社会事業団等による義援金の募集、配分
岐 阜 県 医 師 会 岐 阜 県 病 院 協 会 岐 阜 県 歯 科 医 師 会 岐 阜 県 薬 剤 師 会	(1) 医療及び助産活動の協力 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力 (3) 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
公 益 社 団 法 人 岐 阜 県 看 護 協 会 (下呂支部)	看護師派遣の協力

7 医師会等

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
下 呂 市 医 師 会 下 呂 歯 科 医 師 会 下 呂 市 薬 剤 師 会	(1) 医療及び助産活動の協力 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力 (3) 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
下 呂 市 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティア活動の推進 (3) 義援金品の配分

8 その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 等	(1) 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 (2) 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 (3) 被災農林家に対する融資又はあっせん (4) 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 (5) 飼料、肥料等の確保又はあっせん
病 院 等 管 理 者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容及び保護 (3) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練 (2) 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
商 工 会	(1) 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
金 融 機 関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
危険物、高圧ガス等 取 扱 機 関	(1) 危険物、高圧ガス等の防災管理 (2) 災害時におけるガソリン、LPガス等の供給確保
自 治 会 自 主 防 災 組 織	(1) 自主防災組織の整備 (2) 防災資機材の整備 (3) 防災思想・防災知識の普及 (4) 各種防災訓練への参加 (5) 地震予知情報等の伝達 (6) 初期消火活動 (7) 負傷者等の救出救護活動 (8) 避難誘導活動 (9) 給食給水活動 (10) その他の相互扶助

「防災関係機関一覧表」(資料1-1/1001頁)

第3 住民等の基本的責務

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第3節 下呂市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、市の位置、地形・地質・気候等の自然的特性及び人口・産業・交通等の社会的条件、豪雨（豪雪）・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 市の位置

岐阜県の中東部に位置し、北は高山市、南は関市、加茂郡（白川町、七宗町）、西は郡上市、東は中津川市と長野県に接している。

下呂市の位置



2 自然的要因

(1) 地勢

本市のほぼ中央には、飛騨川が南へ流れ、西には馬瀬川があり、御嶽山をはじめ河川の両側には山並みが迫り、飛騨木曾川国定公園や県立自然公園なども位置する自然豊かな地域である。

面積は、851.21km²で、山林が全体の約9割を占め、河川に沿った平坦地とゆるやかな斜面を利用して、農業地、商業地、住宅地などが混在している。地目別では森林（91.1%）、農用地（1.5%）、宅地（1.0%）、道路（1.6%）、その他（4.8%）となっている。

(2) 地形条件

本市は、飛騨山脈、木曾山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる飛騨川とその支流、その流れに沿うように集落が点在する、中山間地である。

小坂地域	<p>当地域は下呂市の北部に位置し、東は御嶽山（3,067m）を境に長野県に隣接し、全地域の面積の約97%が山林で占められている。</p> <p>河川は落合地区で、小黒川、小坂川、大洞川が合流して小坂川となり、河川沿いに細長く伸びた集落のほぼ中央を流れ、小坂町地区で飛騨川と合流している。これらの河川を挟んで大小11の集落が点在しており、小坂町地区と大島地区が町の中心地として市街地を形成している。</p> <p>御嶽山の火山災害、猪之鼻断層帯による地震、土砂災害、河川の氾濫などの対策が主に必要である。</p>
萩原地域	<p>当地域は、東に御前山（1,646m）、西に仏ヶ尾山（1,139m）などの山々に囲まれ、面積の89%を山林で占められているが比較的平たん地が多い。当地域の中央を流れる飛騨川と山之口川沿いに集落が形成されている。河岸段丘の地形をなす場所もあり農業が盛んに行われている。国道41号線とJR高山線が飛騨川に沿って走っており、国道257号線が馬瀬地域に通じている。中心市街地の周辺には広い農地が広がり、市街地の西側を阿寺断層帯の北部（萩原断層）が山之口まで伸びている。</p> <p>阿寺断層帯（特に北部）による地震、土砂災害、河川の氾濫などの対策が主に必要である。</p>
下呂地域	<p>当地域は、周囲を御嶽山系に属する下呂御前山（1,411m）、白草山（1,641m）などの山々に囲まれている。中央を飛騨川が流れ、その支流の竹原川、門和佐川、輪川がそれぞれの地域を潤して飛騨川に合流している。</p> <p>北部の山間には飛騨川を挟んで多くの旅館が立ち並ぶ年間宿泊客が百万人を超える下呂温泉があり、その周囲を中心市街地が形成している。温泉街及び市街地には飛騨川に注ぐ谷が多い。温泉街を有する下呂地区から離れた山間には、平地の多い竹原地区、山間である上原地区、中原地区があり、それぞれ竹原川、輪川、門和佐川が流れ、多くの谷がそれぞれの川に注いでいる。その川沿いに集落や農耕地が細長く形成している。下呂市街地から南東方向に中津川市まで阿寺断層帯（南部）が伸びている。</p> <p>阿寺断層帯による地震、土砂災害、河川の氾濫などの対策が主に必要である。</p>
金山地域	<p>当地域は下呂市の南部に位置し、土地の形状は南北に細長く、周囲には標高800mから1,000mの山岳が連なっている。金山地域の中央部を南下する馬瀬川及びその支流和良川に沿って東地区があり、流域の河岸台地に平地を形成している。金山地域の南部を流れる飛騨川に沿って下原地区、その下流に沿って田島地区がある。いずれも河岸が平地となっている。</p> <p>金山地域の西南部、飛騨川支流菅田川の流域に、菅田地区があり、地区全体は盆地状を形成し、地域の北部に比べ、山岳の形状も丘陵地帯が多い。</p> <p>土砂災害、河川の氾濫などの対策が主に必要である。</p>

馬瀬地域	<p>当地域は位山山系に源を発する馬瀬川が南北に流れ、東西を標高1,000m級の山々に囲まれている急峻な地形である。地域の多くを森林が占め、馬瀬川沿いのわずかな平地に大小10箇所の集落が点在している。</p> <p>当地域の河川沿いに県道431号線と国道257号線が伸びている。</p> <p>阿寺断層帯による地震、土砂災害、河川の氾濫などの対策が主に必要である。</p>
------	--

(3) 気 候

気候は、山間内陸性気候で、気温の日格差や年格差が大きく、年間降水量が比較的多いのが特徴である。

区 分	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降 水 量 (mm)	日照時間 (時間)
1 月	0.3	5.3	-3.8	80.2	150.2
2 月	1.1	7.0	-3.6	95.9	161.3
3 月	4.8	11.5	-0.6	166.0	186.9
4 月	10.5	17.7	4.2	186.5	197.5
5 月	15.9	22.9	9.8	199.3	196.6
6 月	19.9	25.9	15.2	274.5	146.0
7 月	23.6	29.4	19.6	399.8	155.5
8 月	24.5	31.0	20.3	321.2	185.4
9 月	20.7	26.8	16.4	302.0	160.3
10 月	14.5	20.8	9.8	183.6	167.3
11 月	8.0	14.2	3.3	131.3	158.2
12 月	2.6	7.9	-1.5	100.0	147.3
年	12.2	18.4	7.4	2,440.3	2025.4

(観測所：宮地地域気象観測所)

(統計期間：1991年～2020年)

3 社会的要因

(1) 人 口

市の人口は国勢調査によると、平成12年が40,102人、合併後の平成17年が38,495人であり、平成22年は36,318人、平成27年は33,585人、令和2年は30,428人と、年々減少傾向にある。

年齢3区分別人口で見ると、令和2年で、年少人口10.7%、生産年齢人口48.6%、高齢人口40.7%と、年々高齢化と少子化が進んでおり、防災力の面からも重要な課題となっている。

(2) 産 業

就業人口では、第3次産業の割合が増加し、第1次・第2次産業人口は、減少傾向にある。令和2年でみると、第3次産業が全就業者の65.7%を占めている。

農業における粗生産額をみると近年減少傾向にある。工業における製造品出荷額及び小売

業では商品販売額については横ばいからやや減少傾向にある。また、観光客数については、令和元年度では約260万人となっており、全体に減少傾向にあるが、市を訪れる土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立が求められている。

(3) 交通

市のほぼ中央を流れる飛騨川に沿って国道41号やJR高山本線が通り、横断する形で国道256号、257号が通じている。国道をはじめ、県道・市道などは、地域に密着した生活道路として、また災害発生時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割をもつため、必要に応じた整備が求められている。

4 過去の主な災害

市における災害履歴は、資料13-1（1261頁）に掲げるとおりである。

第4節 被害想定

県では、平成23年度・24年度において、県内に影響を及ぼす最大級の地震について、独自に被害想定調査を実施した。この調査による被害想定結果は、市における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節では、この調査結果のうち、市域に関する被害想定概略等を示すものとする。

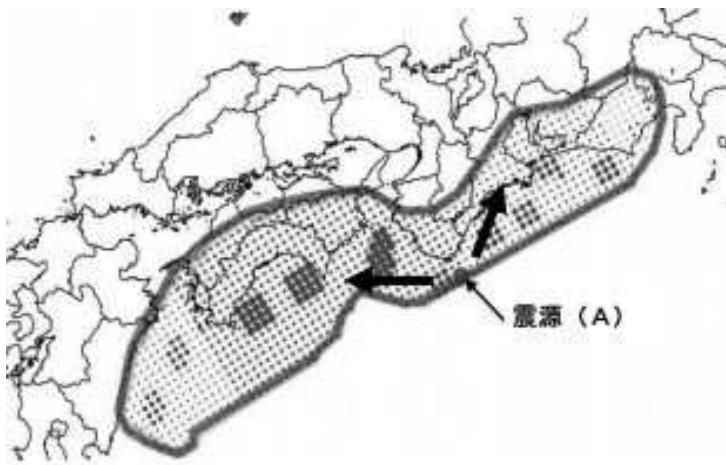
1 想定地震

種類	震源モデル		備考
海溝型地震	A	南海トラフ巨大地震 M9.0	・内閣府と同じ震源モデル（震源：紀伊半島沖）
内陸型地震	B	養老－桑名－四日市断層帯 M7.7	・養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約57km）
	C	^{あてら} 阿寺断層系 M7.9	・下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70km）
	D	跡津川断層 M7.8	・飛騨市から富山県大山町に及ぶ断層（約60km）
	E	高山・ ^{おつばら} 大原断層帯 M7.6	・高山市から郡上市に及ぶ断層（約48km）
	F	揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯 M7.7	・揖斐川から関市に及ぶ断層帯（約52km）
	G	長良川上流断層帯 M7.3	・郡上市白鳥町から同市八幡町に及ぶ断層帯（約29km）
	H	屏風山・恵那山及び猿投山断層帯 M7.7	・中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層帯（56km）

※ 活断層は、文部科学省地震調査研究推進本部が主要活断層としているものから、岐阜県により大きい影響を及ぼすものとして7つを選定した。

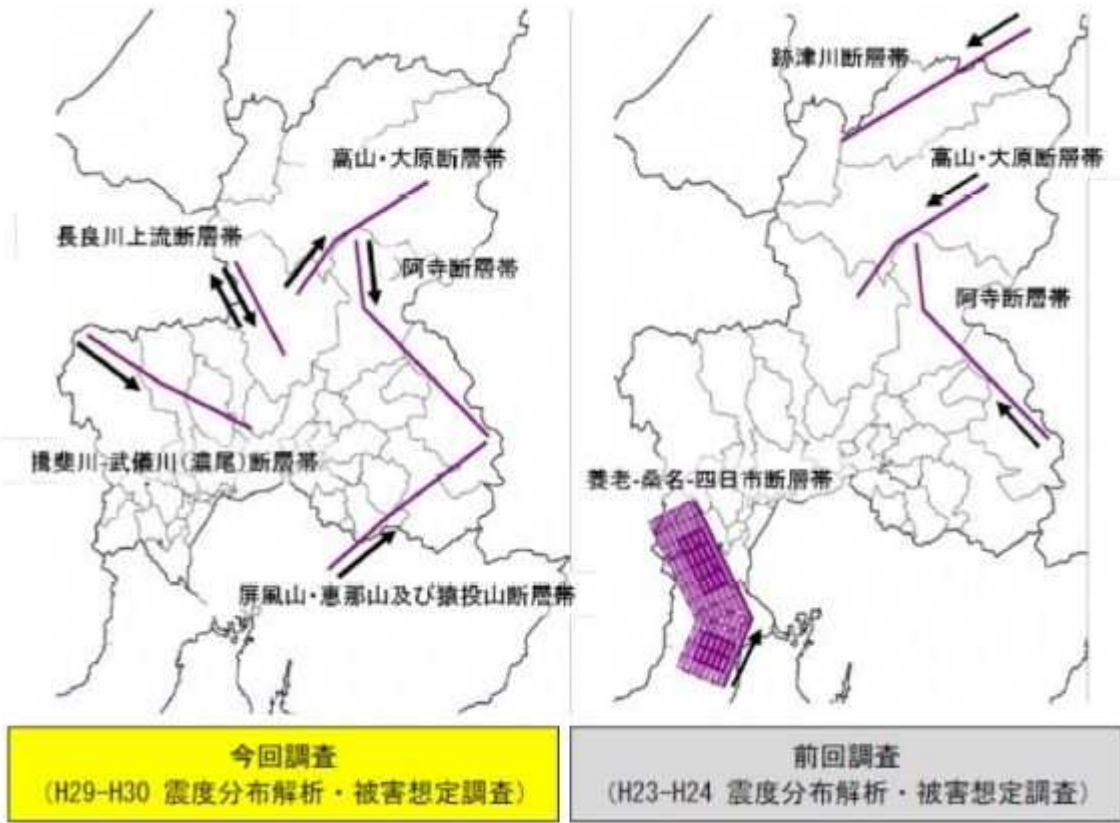
2 前提条件

共通	地盤データメッシュ		250mメッシュで、県内のボーリングデータ等から整理された48の地盤モデルで分類。
	地震発生時間 (3パターン)	冬早朝 (5時)	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。
		冬夕方 (18時)	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺及び駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。
		夏昼 (12時)	オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。
	亜炭鉱の取り扱い		空洞深度が5～15m程度にある場合は、地表面の揺れが大きくなることを考慮した。
南海トラフ巨大地震 A		内閣府が提示している最大の震源域で、紀伊半島沖を震源とし、強震動生成域が基本ケースの場合。	
養老－桑名－四日市断層帯地震 B		四日市断層と養老・桑名断層及び宮代断層が連動する最悪の場合を想定した。	
その他の内陸型地震 C～H		前回調査と同じ断層について、細分化したメッシュで、最新の地盤データにより改めて想定した。	



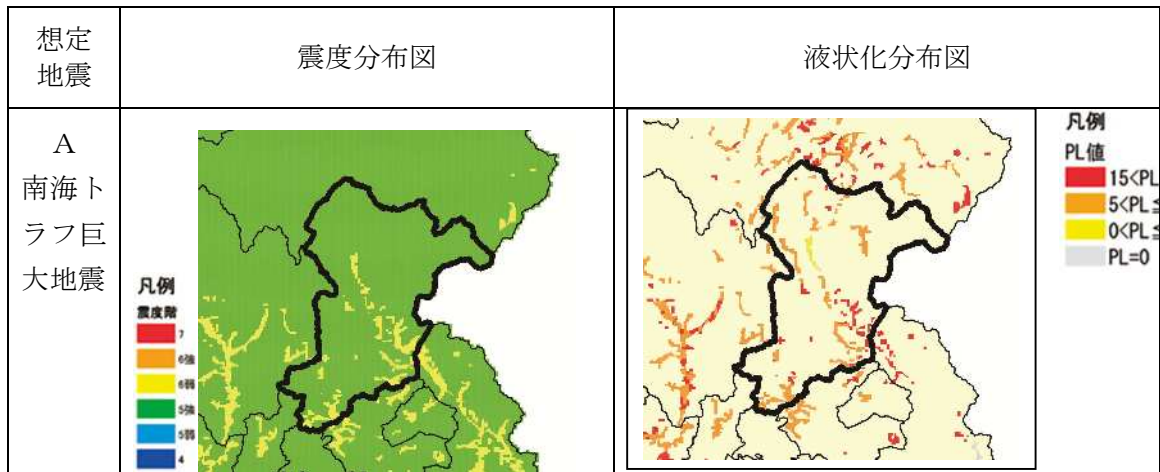
→破壊の伝播方向

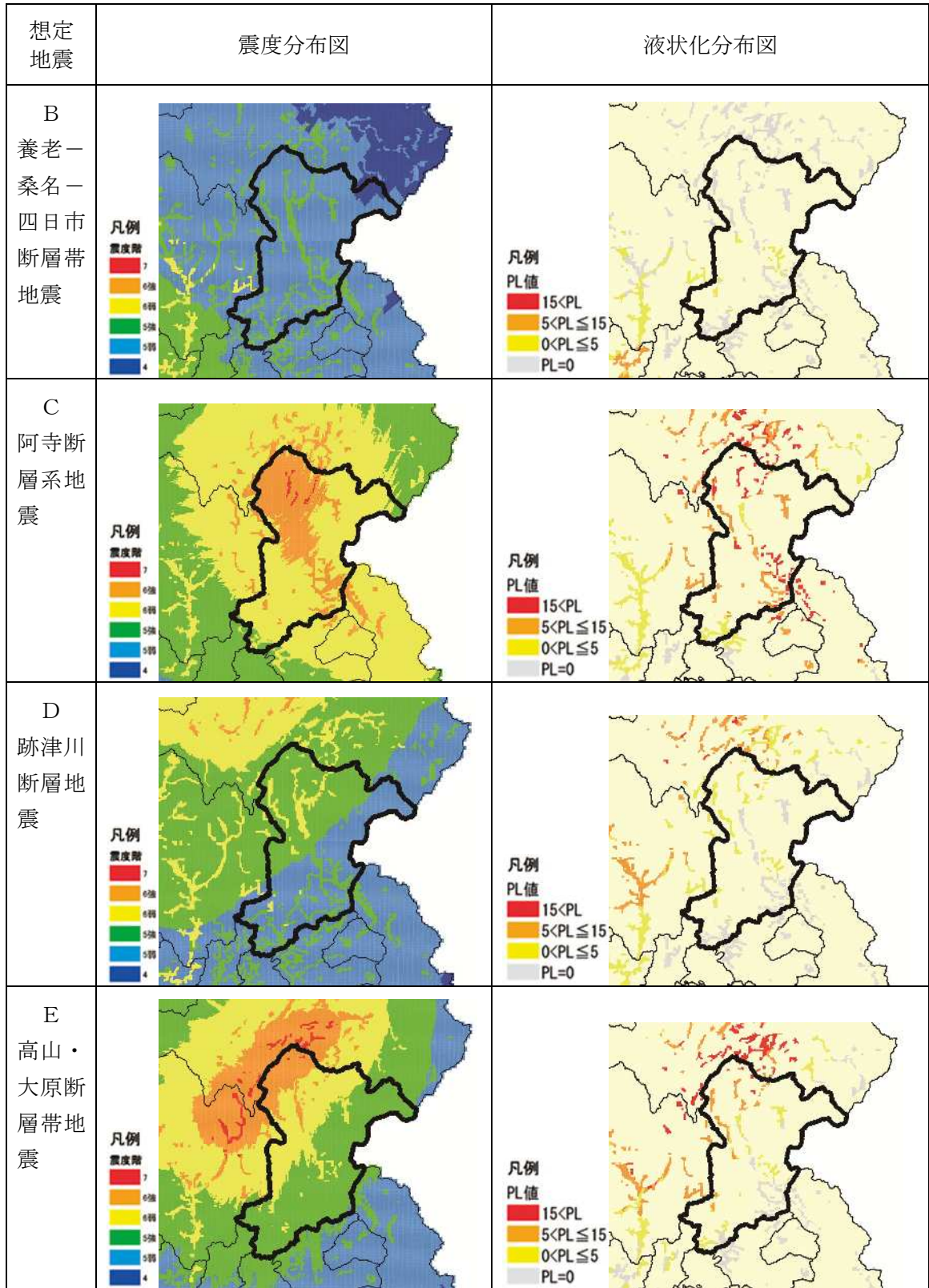
海溝型地震（南海トラフ巨大地震）の断層の位置図



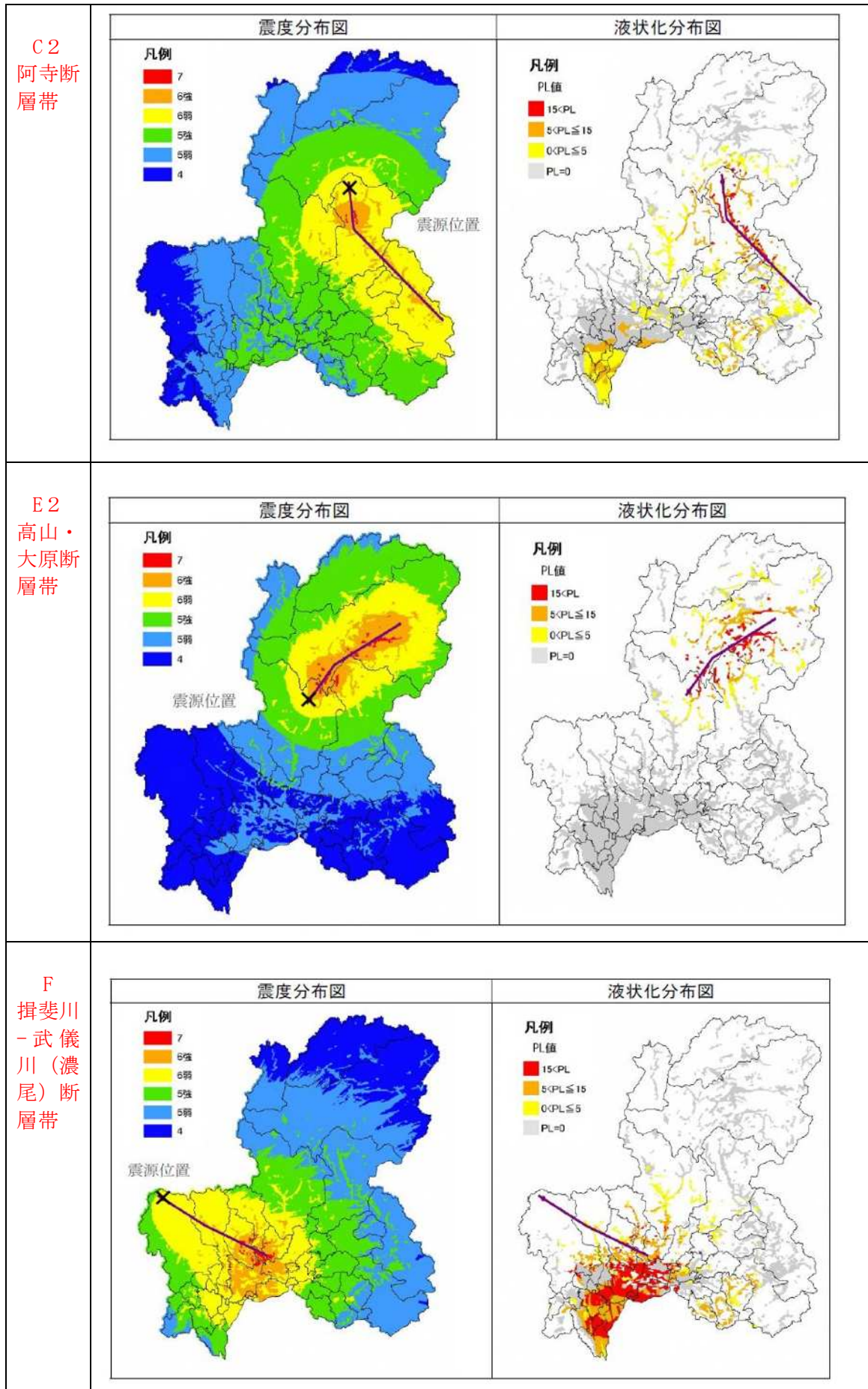
3 被害想定結果 (下呂市)

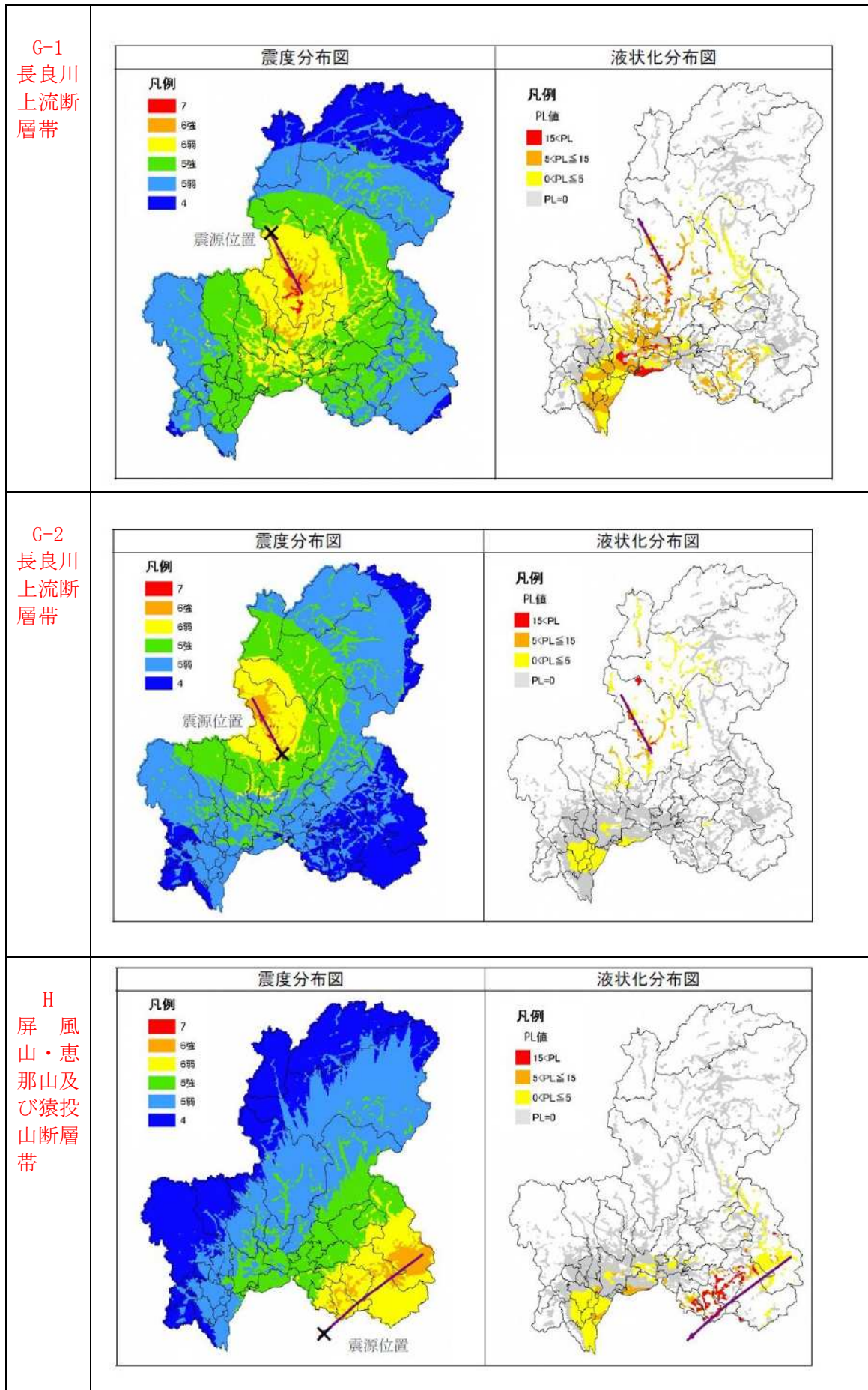
(1) 震度分布及び液状化分布 (H23, H24調査)





(2) 震度分布及び液状化分布 (H29. H30調査)





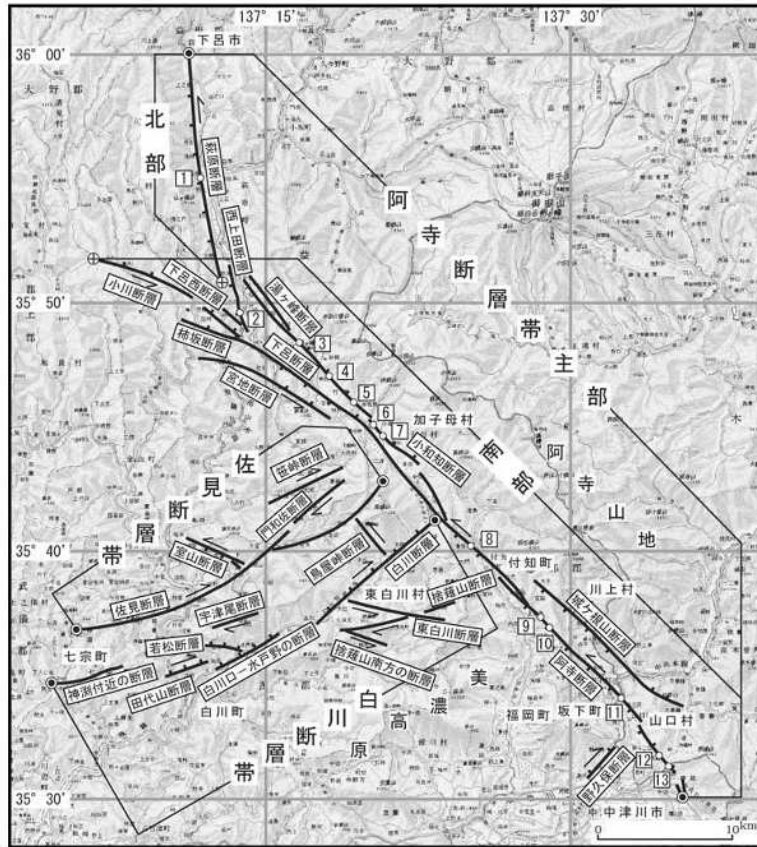
(2) 被害想定結果

	A 南海トラフ巨大地震			B 養老-桑名- 四日市断層帯地震			C 阿寺断層系地震 (南側震源)			C 2 阿寺断層系地震 (北側震源)			D 跡津川断層地震			
	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	
最大震度	6弱			6弱			7			7			6弱			
液状化危険度 (PL > 15の市域面積比率)	4%			0%			6%			14%			0%			
建物被害 (棟)	全壊	406			4			8,056			7,756			283		
	半壊	1,591			144			6,809			6,396			2,232		
火災による焼失 (棟)	0	0	1	0	0	0	35	42	96	43	51	121	0	0	1	
人的被害 (人)	死者	4	1	2	0	0	0	502	191	293	437	170	258	18	7	10
	負傷者	212	130	125	26	21	18	2,626	2,908	2,174	2,261	2,686	1,964	472	294	282
	重症者	6	8	6	0	0	0	821	638	550	714	607	504	30	26	21
	要救助者	8	5	6	0	0	0	1,118	538	717	965	477	626	40	20	26
避難者 (人)	1,460			93			13,873			11,939			1,702			
帰宅困難者 (人)	165			-			-			-			-			

	E 高山・大原断層帯地震 (北側震源)			E2 高山・大原断層帯地震 (南側震源)			F 揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震			G1 長良川上流断層帯地震 (北側震源)			G2 長良川上流断層帯地震 (南側震源)			
	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	
最大震度	7			7			6弱			6強			6弱			
液状化危険度 (PL>15の市域面積比率)	1%			4%			0%			5%			0%			
建物被害 (棟)	全壊	2,005		1,549		40		1,204		128						
	半壊	4,281		3,234		727		4,153		1,539						
火災による焼失 (棟)	4	5	19	3	4	16	0	0	0	1	1	8	0	0	0	
人的被害 (人)	死者	128	48	74	89	35	53	2	1	1	66	25	39	7	3	11
	負傷者	1,158	917	786	796	621	536	128	80	77	873	594	544	285	178	170
	重症者	208	141	130	144	96	123	3	3	3	106	73	67	12	13	10
	要救助者	283	131	178	197	90	123	5	2	3	144	67	91	17	9	11
避難者 (人)	5,028			3,476			449			3,596			989			
帰宅困難者 (人)	-			-			-			-			-			

		H 屏風山・恵那山及び猿投山 断層帯地震														
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時
最大震度		6弱														
液状化危険度 (PL > 15の市域面積比率)		0%														
建物被害 (棟)	全壊	26														
	半壊	708														
火災による焼失 (棟)		0	0	0												
人的被害 (人)	死者	1	1	1												
	負傷者	125	79	75												
	重症者	2	3	2												
	要救助者	3	2	2												
避難者 (人)		420														
帰宅困難者 (人)		-												-		

阿寺断層帯の位置と主な調査地点



1：四美辻地点 2：西上田地点 3：大林地点 4：三ツ石地点 5：御殿野地点
 6：小郷地点 7：小和知地点 8：倉屋地点 9：田瀬地点 10：小野沢峠地点
 11：坂下地点 12：青野原地点 13：伝田原地点
 ●：断層帯の両端 ⊕：北部の南端及び南部の北端
 断層の位置は文献8、10及び19に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「高山」「飯田」を使用。

4 災害に備える対策

地震被害想定調査で用いた被害の予測は、過去の地震被害の事例を基にして算出したものであるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第一に地盤の揺れや液状化であり、第二にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。

地震によって生ずる被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくしたり、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。

その対策として、軟弱地盤の液状化対策（地盤の液状化抵抗を増大させる対策や基礎構造物を強化する対策等）により地盤の強度を高め、また建物の耐震診断を実施して必要に応じて補強工事を行う等、その耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。

また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。さらに、重要なのはいかに早く初期消火を行うかであり、日ごろから、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

市は、防災関係機関等と連携し、地震被害想定調査結果から地震時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要がある。

第5節 市災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 下呂市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、下呂市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、下呂市防災会議を置く。（「下呂市防災会議条例」資料1-2/1005頁）

2 下呂市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づく下呂市災害対策本部の組織は、下呂市災害対策本部条例（平成16年条例第143号）並びに次に定めるところによるものとする。

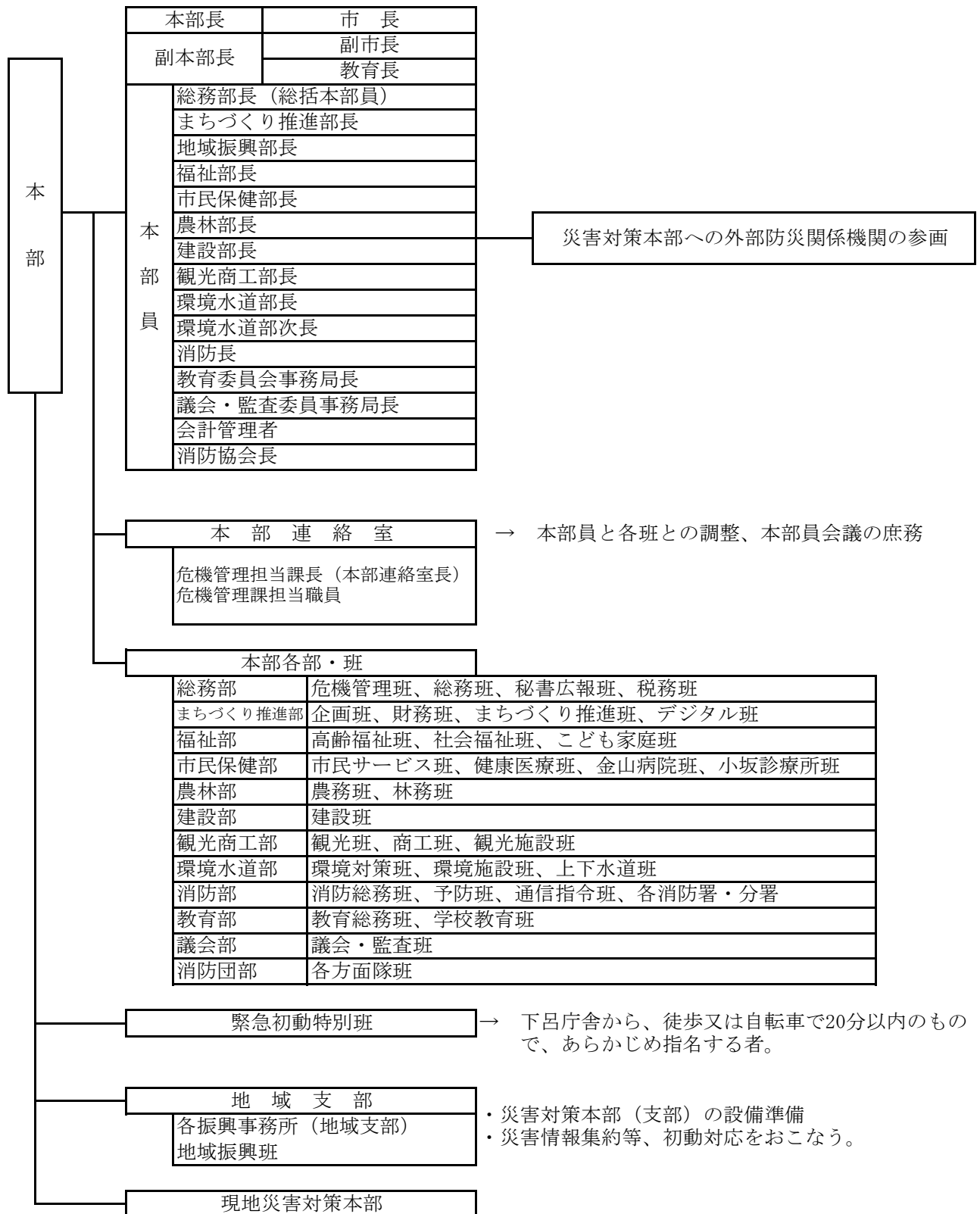
(1) 系 統

市本部の組織系統は、おおむね次のとおりとする。

市災害対策本部		名 称	位 置	所 管 区 域
下 呂 庁 舎 内	地 域 支 部	萩原地域支部	萩原振興事務所内	萩原地域
		小坂地域支部	小坂振興事務所内	小坂地域
		下呂地域支部	下呂振興事務所内	下呂地域
		金山地域支部	金山振興事務所内	金山地域
		馬瀬地域支部	馬瀬振興事務所内	馬瀬地域
現地災害対策本部				

(2) 編成

市本部、現地対策本部及び市地域支部の編成状況は、次のとおりである。



(3) 任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策本部副本部長

災害対策本部副本部長（副市長・教育長、以下「副本部長」という。）は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部の各部、各班

(7) 市本部に部及び班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。

(4) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(7) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。部長及び副部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。

(5) 班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。

(4) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(4) 班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。

(8) 本部の各部及び各班の組織・任務分担は、別表のとおりとする。

エ 総括本部員

対策本部に、災害対策本部総括本部員（以下「総括本部員」という。）を置く。総括本部員は、総務部長の職にある者をもってこれに充てる。

オ 本部連絡室

(7) 対策本部に、本部連絡室を置く。

(4) 本部連絡室においては、本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事務を処理する。

(7) 本部連絡室に室長及び連絡員を置く。

(5) 室長に総務部危機管理担当課長を、連絡員に危機管理担当課職員をもってこれに充てる。

カ 緊急初動特別班

岐阜地方気象台が震度5強以上の地震の発生を発表したときは、各庁舎から徒歩又は自転車で20分以内の者で、あらかじめ指名する者が災害対策本部(支部)の設備準備、災害情報集約等、初動対応を行う。

キ 地域支部

(7) 地域支部に、地域支部長及び地域支部員を置く。

(4) 地域支部長に振興事務所長を、班長に振興事務所の副所長をもってこれに充てる。

- (ウ) 地域支部長に事故があるとき又は地域支部長が欠けたときは、地域支部長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- (エ) 地域支部には、班を設け、班長を置く。
- (オ) 班長は、当該の所掌する応急対策の処理に当たるものとする。
- (カ) 班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策の処理に当たるものとする。
- (キ) 地域支部の班別の分担任務は、別表のとおりとする。
- (ク) (ア)～(キ)に規定するほか、地域支部の組織については、地域支部長が別に定める。

ク 本部・支部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長、副本部長及び各部長、消防団長をもって組織する。
- (イ) 支部員会議は、支部長及び班長、方面隊長をもって組織する。
- (ウ) 災害対策本部・支部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。

ケ 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。

- (ア) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- (イ) 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

別表 下呂市災害対策本部各部・各班の任務分担

市本部【本所】

市支部【振興事務所】

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	分 担 任 務	班 名 (班 長)	分 担 任 務
総 務 部 (総務部長)	危機管理班 (危機管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策全般に関すること。 ・気象情報等の伝達に関すること。 ・災害情報の報告に関すること。 ・避難の指示等に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・災害時の輸送計画に関すること。 ・災害復旧計画に関すること。 ・電気、通信その他施設の災害対策のための使用に関すること。 ・り災証明書等の発行に関すること。 ・災害救助法適用要請に関すること。 ・各種団体への協力要請及び連絡調整に関すること。 	地域振興班 (副所長)	<ul style="list-style-type: none"> ・振興事務所管内における災害全般に関すること。 ・各班、市本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 ・災害情報の報告に関すること。 ・避難の指示等に関すること。 ・振興事務所職員の動員及び配備に関すること。 ・防災行政無線の管理及び運用に関すること。 ・災害復旧計画に関すること。 ・庁舎等の安全及び電源等確保に関すること。 ・市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 ・市有車両の災害対策のための確保及び使用に関すること。

□ 第5節 市災害対策本部の組織

	<p>総務班 (総務課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係文書の受理及び発送に関すること。 ・各振興事務所等との人員調整に関すること。 ・本部職員の動員及び配備に関すること。 ・災害時の労働力確保に関すること。 ・他の部及び班に属さない事項に関すること。 	<p>地域振興班 (副所長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の避難誘導等に関すること。 ・庁内流入避難者への対応に関すること。 ・災害時の住民基本台帳等調製及び確認に関すること。
	<p>秘書広報班 (秘書広報課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関の対応に関すること。 ・災害関係の広報及び掲示掲載に関すること。 ・防災行政無線の管理及び運用に関すること。 		
	<p>税務班 (税務課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書等の発行に関すること。 ・り災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 ・市民サービス班の実施事項の応援に関すること。 		
<p>まちづくり推進部 (まちづくり推進部長)</p>	<p>企画班 (企画課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各部、県本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 ・応急対策特命に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・安否情報収集のための体制整備及び照会に対する回答に関すること。 ・安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握に関すること。 ・他班の実施事項の応援に関すること。 	<p>地域振興班 (副所長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関すること。 ・被害情報のとりまとめに関すること。 ・災害活動に協力する自治会等の連絡に関すること。 ・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。 ・災害対策用物資の確保等に関すること。 ・スポーツ施設の災害対策に関すること。 ・災害活動に協力する女性、青年団体等との連絡調整に関すること。 ・市営住宅の災害対策に関すること。
	<p>まちづくり推進班 (まちづくり推進課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関すること。 ・被害情報のとりまとめに関すること。 ・スポーツ施設の災害対策に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・市営住宅の災害対策に関すること。 ・公共バスの災害対策に関すること。 		

□ 第5節 市災害対策本部の組織

	<p>財務班 (財務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の予算及び財政の運営に関すること。 ・庁舎等の安全及び電源等確保に関すること。 ・市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 ・市有車両の災害対策のための確保及び使用に関すること。 ・他班の実施事項の応援に関すること。 		
	<p>デジタル班 (デジタル課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信、放送施設の災害対策に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・被害情報のとりまとめに関すること。 ・安否情報システムの整備に関すること。 ・危機管理班の実施事項の応援に関すること。 		
<p>地域振興部 (地域振興部長)</p>	<p>地域振興班 (地域振興課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各振興事務所の連絡調整に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・危機管理班の実施事項の応援に関すること。 ・社会教育関係施設の災害対策に関すること。 	<p>地域振興班 (副所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関すること。 ・被害情報のとりまとめに関すること。 ・社会教育関係施設の災害対策に関すること。 	
<p>市民保健部 (市民保健部長)</p>	<p>市民サービス班 (市民サービス課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の避難誘導等に関すること(開庁時)。 ・庁内流入避難者への対応に関すること(開庁時)。 ・避難所開設及び管理の協力に関すること。 ・災害時の住民基本台帳等調製及び確認に関すること。 ・社会福祉班、高齢福祉班の実施事項の応援に関すること。 	<p>地域振興班 (副所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の避難誘導等に関すること。 ・庁内流入避難者への対応に関すること。 ・災害時の住民基本台帳等調製及び確認に関すること。 ・社会福祉班、高齢福祉班の実施事項の応援に関すること。 	
	<p>健康医療班 (健康医療課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における食品衛生に関すること。 ・災害時における感染症予防及び防疫に関すること。 ・社会福祉班、高齢福祉班の実施事項の応援に関すること。 ・災害時の医療及び助産に関すること。 ・災害対策用医薬品等の調達に関すること。 ・病院、診療所の災害対策の連絡調整に関すること。 		

□ 第5節 市災害対策本部の組織

	<p>金山病院班 (事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療に関すること。 ・災害時における施設の安全対策に関すること。 ・入院患者等の避難誘導に関すること。 		
	<p>小坂診療所班 (管理課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療に関すること。 ・災害時における施設の安全対策に関すること。 ・入院患者等の避難誘導に関すること。 		
<p>観光商工部 (観光商工部長)</p>	<p>観光班 (観光課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光業者の災害対策に関すること。 ・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。 ・観光施設の災害対策に関すること。 		
	<p>商工班 (商工課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用物資の確保等に関すること。 ・商工業者の災害対策に関すること。 ・商工施設の災害対策に関すること。 ・り災商工業者の融資に関すること。 		
	<p>観光施設班 (観光施設長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。 ・観光施設の災害対策に関すること。 		
<p>福祉部 (福祉部長)</p>	<p>社会福祉班 (社会福祉課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助活動全般に関すること。 ・県との連絡調整に関すること。 ・要配慮者に対する支援に関すること。 ・ボランティアの受付及び登録に関すること。(社会福祉協議会と協働) ・災害救助物資及び義援金品の募集、配分に関すること。 ・り災世帯に対する世帯更正資金等の融資に関すること。 ・災害援護資金等の貸与等に関すること。 ・り災者に対する生活保護に関すること。 	<p>地域振興班 (副所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助活動全般に関すること。 ・社会福祉関係施設の災害対策に関すること。 ・避難所の開設及び管理に関すること。 ・災害救助物資及び義援金品の配分に関すること。 ・要配慮者に対する支援に関すること。 	
	<p>高齢福祉班 (高齢福祉課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の災害対策に関すること。 ・り災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 ・避難所の開設及び管理に関すること。 ・遺体の処理及び火葬に関すること。 ・り災高齢者の保護・処遇・生活支援に関すること。 		

□ 第5節 市災害対策本部の組織

		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に関すること。 ・他班の実施事項の応援に関する こと。 		
	<p>こども家庭 班（こども 家庭課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園施設等の災害対策に関す ること。 ・保育園児の避難等安全確保に関 すること。 ・り災児童の保護に関すること。 		
<p>農 林 部 （農林部長）</p>	<p>農 務 班 （農務課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用主要食糧の調達に関する こと。 ・被災農林畜水産業者に対する融 資に関すること。 ・災害時における病虫害の発生予 察及び防除に関すること。 ・災害時における農業技術の指導 普及に関すること。 ・土地改良事業の災害対策に関す ること。 ・畜産物及び畜産施設等の災害対 策に関すること。 ・被災家畜等に係る救護・診療対 応及び保健機関との連携に関す ること。 ・災害時の家畜伝染病等の発生予 防対策及び防疫に関すること。 	<p>地域振興班 （副所長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用主要食糧の調達に関す ること。 ・農林畜水産物及び農地、農林 畜水産施設等の災害対策に関 すること。 ・林産物及び林地、林業施設等 の災害対策に関すること。 ・土地改良事業の災害対策に関 すること。
	<p>林 務 班 （林務課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林産物及び林地、林業施設等の 災害対策に関すること。 		
<p>建 設 部 （建設部長）</p>	<p>建 設 班 （建設課長） （建設総務 課長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁及び河川等土木施設 の災害対策に関すること。 ・交通不能箇所の調査及び交通規 制等災害対策に関すること。 ・応急対策資材の収集及び輸送に 関すること。 ・水防に関すること。 ・建設防災支援隊等との災害対策 のための連絡調整に関するこ と。 ・被災住宅の応急修理の協力に関 すること。 ・被災建築物応急危険度判定業務 に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・応急仮設住宅等の用地に関する こと。 ・住宅応急処置についての協力に 関すること。 ・土木班の実施事項の応援に関す ること。 ・家屋の被害調査に関すること 	<p>地域振興班 （副所長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁及び河川等土木施設 の災害対策に関すること。 ・交通不能箇所の調査及び交通 規制等災害対策に関するこ と。 ・応急対策資材の収集及び輸送 に関すること。 ・被災住宅の応急修理の協力に 関すること。 ・水防に関すること。

□ 第5節 市災害対策本部の組織

環境水道部 (環境水道部長)	上下水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の飲料水供給に関すること。 ・水道施設の災害対策に関すること。 ・下水道施設の災害対策に関すること。 	地域振興班 (副所長)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他振興事務所の上下水道全般の災害対策に関すること。
	環境対策班 (環境対策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における環境保全対策に関すること。 ・災害時における清掃及び衛生対策(ごみ処理・し尿処理等)に関すること。 		
	環境施設班 (環境施設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるごみ処理施設の管理及び運営に関すること。 ・災害時におけるし尿処理施設の管理及び運営に関すること。 ・災害時における火葬施設の管理及び運営に関すること。 		
消防本部 (消防長)	消防総務班 (消防総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動全般に関すること。 ・緊急消防援助隊等への派遣要請に関すること。 ・消防本部内の連絡調整に関すること。 ・消防団との協調に関すること。 		
	予 防 班 (予 防 課 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防に関すること。 ・建築物の防火対策に関すること。 ・危険物の取扱いに関すること。 ・自主防災組織等との連絡調整に関すること。 		
	通信指令班 (通信指令課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び救急通信に関すること。 ・災害情報の収集、集約に関すること。 		
	各消防署・分署 (各消防署長)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 		
教育部 (教育委員会事務局長)	教育総務班 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係の災害対策全般に関すること。 ・教育財産の災害対策に関すること。 ・給食センター施設の災害対策に関すること。 ・災害時における学校給食に関すること。 ・り災者への炊き出しに関すること。 ・教育義援金品の配布に関すること。 	地域振興班 (副所長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係の災害対策全般に関すること。 ・り災者への炊き出しに関すること。 ・児童、生徒の避難等の対策に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。

□ 第5節 市災害対策本部の組織

		<ul style="list-style-type: none"> ・教育部内の連絡調整に関すること。 ・文化財の災害対策に関すること。 ・教育部内の他の班に属さない事項に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の災害対策に関すること。
	学校教育班 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の災害対策に関すること。 ・児童、生徒の避難等の対策に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・災害時の授業その他の対策に関すること。 ・被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関すること。 		
議会部 (議会議務局長兼監査委員事務局長)	議会・監査班 (議会議務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員との連絡に関すること。 ・見舞及び視察者等の対応に関すること。 ・他班の実施事項の応援に関すること。 		
会計 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費の執行と物品の出納に関すること。 ・他班の実施事項の応援に関すること。 		
地域振興部 (地域振興部長)	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関すること。 ・災害活動に協力する自治会等の連絡調整に関すること。 ・危機管理班の実施事項の応援に関すること。 ・他の部及び班に属さない事項に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害活動に協力する自治会等の連絡調整に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。
消防団部 (消防団長)		<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の連絡調整に関すること。 ・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 	各方面隊 (各方面隊長)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策活動に関すること。

(注)

- 1 部長及び班長の属する課等の職員は、班員とする。
- 2 本庁の各班及び各振興事務所の各班は、本分担任務によるほか余裕のあるときは、必要に応じて他班の行う事項について、応援をするものとする。また、振興事務所間でも余裕のあるときは、必要に応じて相互に応援をするものとする。
- 3 分担の明確でない対策については、本部長の定める部及び班において担任するものとする。